

## 遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査結果に基づく勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 : 平成19年5月～19年10月
- 2 調査対象機関 : 国土交通省

【勧告日及び勧告先】 平成19年10月16日 国土交通省

【回答年月日】 平成20年4月14日 国土交通省

### 【緊急実態調査の背景事情等】

- 近年、遊園地やテーマパークのコースター等の遊戯施設は、スピードやスリルが求められ、速度・加速度の増大や規模の大型化に加え、特殊な運動形態のものなど、多種多様なものが存在
- 遊戯施設については、建築基準法(昭和25年法律第201号)の「工作物」の一つとして、設置時の確認審査等及び設置後の検査資格者による定期検査の実施とその検査結果の特定行政庁への報告の義務付けあり。  
また、国土交通省は、遊戯施設における利用者等の安全確保対策として、施設の維持保全計画書や運行管理規程の作成などによる遊戯施設の維持保全・運行管理の徹底をその所有者や管理者に指導
- しかし、平成19年5月のエキスポランドのコースター死傷事故の発生などにより、近年、コースター等の遊戯施設の安全確保に対する関心が高まり、従来にも増して遊戯施設利用者の安全と安心を確保していくことが重要
- この実態調査は、以上のような状況を踏まえ、コースター等の遊戯施設の事故防止等の観点から、当省の現地調査機能を活用して、関係行政機関等における安全確保対策の実施状況等を緊急に実地調査し、関係行政の改善に資するために実施

主 な 勧 告 事 項	関 係 府 省 が 講 じ た 改 善 措 置 状 況
<p>1 緊急点検結果のフォローアップの的確な実施 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省は、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 緊急点検が実施されていない遊戯施設を把握し、点検を着実に実施させるよう特定行政庁に要請すること。また、緊急点検の結果、問題があると判断された遊戯施設については、必要な措置が講じられるよう特定行政庁に要請すること。</p> <p>② J I S 検査標準等の明確な基準による点検検査が今後の定期検査において徹底されるよう、検査項目、方法等を法令に明確に規定するなど必要な措置を講ずること。また、遊戯施設における探傷試験の義務付けに当たっては、その使用実態や安全性能に係る仕様を踏まえたものとなるよう検討すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年5月5日にエキスポランドのコースターで死傷事故が発生。定期検査が日本工業規格の検査標準(J I S 検査標準)に基づいて適正に行われていなかった問題が指摘されている。</li> <li>○ 遊戯施設の安全管理を所管する国土交通省は、この死傷事故を踏まえ、特定行政庁に対し、2回にわたり、建築基準法第12条第5項に基づき、事業者にすべての遊戯施設の「緊急点検」の実施及び点検結果の報告を求めるよう要請し、その結果を取りまとめ公表</li> </ul> <p>《調査結果》</p> <p>72遊園地等における「緊急点検」の実施状況を調査した結果、</p> <p>① 緊急点検では、72遊園地等を含む全国の遊園地等の遊戯施設2,265基</p>	<p>→: 「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→① 「遊戯施設の安全確保対策について」(平成19年10月18日付け国住指第2601号国土交通省住宅局建築指導課長通知)により、i) 緊急点検の対象となる遊戯施設の把握、ii) 未点検の遊戯施設に係る点検の着実な実施、iii) 点検結果の再確認を着実に実施し、管内の遊戯施設の安全確認を完了させることを特定行政庁に対し要請。今後、未点検の遊戯施設に係る点検の実施状況等についてフォローアップ</p> <p>② これまで昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書((財)日本建築設備・昇降機センター発行)、遊戯施設の検査標準(JIS A1701)に準拠することとしていた遊戯施設の検査項目、検査事項、検査方法及び判定基準について、建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成20年国土交通省令第7号。同年4月1日施行)及び「遊戯施設の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」(平成20年国土交通省告示第284号)により明確化</p> <p>なお、遊戯施設における探傷試験の実施頻度については、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会での検討、パブリックコメントの結果等を踏まえ、上記の告示において、人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が時速40km未満のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に実施</p>

(うちコースター307基)の点検が実施され、平成19年7月末現在で問題箇所を是正中のもの24基、点検中のもの104基

- ② 特定行政庁における点検対象の把握が不十分なため、7遊園地等の9遊戯施設において、緊急点検が実施されていない。
- ③ 緊急点検において十分な点検が行われないまま「問題なし」として報告されている例や点検中と報告された遊戯施設に対する特定行政庁のフォローアップが不十分な例あり
- ④ 緊急点検において、J I S 検査標準に基づく探傷試験(注)の対象となる遊戯施設の取扱いが特定行政庁により区々となっており、必要な探傷試験が行われていない遊戯施設あり
- ⑤ J I S 検査標準に基づく探傷試験の対象となる遊戯施設については、使用実態や仕様を十分踏まえた上で限定する必要があるとする事業者や特定行政庁の意見が多数(252人中188人(75%))

(注) 「探傷試験」とは、素材、製品などを破壊せずに、欠陥(亀裂・摩耗)の有無などを調べる非破壊試験の一種である。特に、遊戯施設における探傷試験は、車輪装置の目視では分からない亀裂などを調べるために行われ、磁粉探傷、超音波探傷又は浸透探傷の方法がある。なお、J I S 検査標準では、車輪軸のあるすべての遊戯施設について年1回以上の探傷試験の実施を規定している。

## 2 安全管理、維持管理等の的確な実施

### (1) 遊戯施設設置時の確認審査等

(勧告要旨)

国土交通省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① より複雑多様化する遊戯施設の確認審査等が確実に行われるよう、特定行政庁に対し、対象となる遊戯施設の範囲等について適切な助言を行うこと。
- ② 遊戯施設の特異性や特定行政庁における体制の制約等を考慮し、遊戯施設の確認審査等及び安全管理の機能の集約化を含め、その在り方について検討すること。
- ③ 遊戯施設の製造者、検査資格者、研究者などの外部の専門家を積極的に活用して、遊戯施設の確認審査等及び安全管理に必要な専門性を確保し、その向上を図ること。

(説明)

《制度の概要》

- 遊戯施設は、建築基準法第88条により、工作物と位置付けられ、設置する場合には同法第6条に基づき、確認申請を行い、特定行政庁による確認を受けなければならない。
- 工作物として位置付けられる遊戯施設の範囲については、建築基準法施行令第138条第2項で、
  - ① コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
  - ② メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものとされている。さらに、同施行令第144条及び平成12年の構造告示で、例えば、コースターは「軌条を走行するもので勾配が5度以上もの」とされるなど、その構造により12分類されている。

→① 「建築物、遊戯施設等の安全確保対策について」（平成20年4月11日付け国住指第192号国土交通省住宅局建築指導課長通知）により、実態調査結果及び勧告を踏まえ、対象となる遊戯施設の考え方、範囲等について、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し技術的助言を実施

②及び③ 社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会より、平成20年2月26日に「昇降機、遊戯施設等の安全確保について」報告

この中で、i)十分な審査が行われていない可能性がある安全装置等の性能について、第三者の専門家による性能評価を受けた上で国土交通大臣が認可する制度を検討すること、ii)審査能力の向上支援等のため、審査等を担当する建築主事等に対する研修等を実施すること等について早期に講ずる必要があるとされており、これらの実施に向けて検討を開始

《調査結果》

64 特定行政庁における遊戯施設の設置時における確認申請の審査(以下「確認審査」という。)の実施状況等を調査した結果、

① 10 遊戯施設において確認審査が行われていない。その中には、特定行政庁が判断に窮し、確認審査の必要がないとしているが、その後、同一施設を定期検査報告の対象とすることとしている例あり

- ・ 工作物の要件である土地への定着性の判断が難しい移動据置式施設
- ・ 高さや落差の微妙な違いにより判断が分かれる高架の遊戯施設 等

② 遊戯施設の建築確認申請は、1 特定行政庁当たり年間平均 0.5 件と少数(64 特定行政庁の平成 16 年度～18 年度の処理件数は 94 件(年平均 31.3 件))

③ 遊戯施設は、種類、形状及び動き方が多種多様で、特に高速で過激な運動をする施設についての確な審査を行うことは困難であり、専門性が必要とされるとする特定行政庁の意見あり

しかし、特定行政庁には遊戯施設の専門家は配置されておらず、建築確認・検査を担当している職員は、電気・機械職が 16 特定行政庁(25%)、建築職が 48 特定行政庁(75%)

④ 国土交通省では、平成 19 年 7 月、外部の専門家から成る「遊戯施設安全技術委員会」を設置するなど、遊戯施設の安全管理に係る体制整備を始めたところであるが、今後、遊戯施設の安全管理を一層推進する上では、安全管理等に関する専門性を一層高めることが必要

## (2) 定期検査報告

(勧告要旨)

国土交通省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 特定行政庁に対し、定期検査報告の提出が励行されるよう遊戯施設の所有者等への指導を徹底することを要請すること。
- ② 遊戯施設の所有者等が J I S 検査標準等に基づき適切に検査資格者に検査を実施させていることが特定行政庁において確実に把握できるように定期検査報告の様式を見直すとともに、定期検査報告の内容に応じて適切な措置を講ずるよう特定行政庁に要請すること。
- ③ 定期検査報告については、事業者が特定行政庁に直接提出することができることを遊戯施設の所有者等に対して明らかにするよう特定行政庁に要請すること。地域法人が受け付ける場合、i) 検査の結果問題ありと判定された遊戯施設の報告については直ちに、ii) 形式上の要件が整っている報告については速やかに、特定行政庁に連絡・送付することを地域法人に指導するよう特定行政庁に要請すること。
- ④ 特定行政庁に対し、地域法人が行う定期検査に係る業務の範囲、処理期間、個人情報や企業秘密などの情報に係る取扱いなどについて契約等により具体的に定めた上で、その内容を遊戯施設の所有者等に周知・徹底するよう要請すること。

(説明)

《制度の概要》

- 事業者は、建築基準法第12条第3項により、定期に、有資格者に遊戯施設を検査させ、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 定期検査報告様式は、建築基準法施行規則に定められているほか、必要書類は特定行政庁が条例で定めることとされているが、ほとんどの特定行政庁では、(財)日本建築設備・昇降機センター作成の標準様式を

→① 「建築物、遊戯施設等の安全確保対策について」(平成20年4月11日付け国住指第192号国土交通省住宅局建築指導課長通知)により、実態調査結果及び勧告を踏まえ、報告の督促を行うとともに、必要に応じて立入検査を行うなど、定期報告の徹底について、特定行政庁等に対し要請。今後、遊戯施設の定期報告率についてフォローアップ

② 建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成20年国土交通省令第7号。同年4月1日施行)及び「遊戯施設の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」(平成20年国土交通省告示第284号)により、特定行政庁において検査結果が確実に把握できるように定期検査報告関係様式の改定等を実施

さらに、前述(項目3(2)-①)のとおり、「建築物、遊戯施設等の安全確保対策について」(平成20年4月11日付け国住指第192号国土交通省住宅局建築指導課長通知)により、定期報告の徹底について、特定行政庁等に対し要請。今後、遊戯施設の定期報告率についてフォローアップ

③及び④ 「建築物、遊戯施設等の安全確保対策について」(平成20年4月11日付け国住指第192号国土交通省住宅局建築指導課長通知)により、実態調査結果及び勧告を踏まえ、  
i) 地域法人を経由しなければ報告を受理しないとの誤解を与えないようにすること、  
ii) 「要是正」判定を含む報告は直ちに特定行政庁に情報提供するとともに形式上の要件に適合している報告は速やかに特定行政庁に送

使用。なお、建築基準法第 101 条第 1 項第 2 号において、定期検査報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する罰則を規定

- 国土交通省は、(財)日本建築設備・昇降機センターが定める「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書」及び J I S 検査標準により定期検査を実施するよう要請。J I S 検査標準では、遊戯施設の車輪軸について年 1 回の探傷試験の実施を規定
- 事業者から提出される定期検査報告のほとんどは、地域法人(注)により受け付けられた後、特定行政庁に提出されている実態

(注)「地域法人」は、昭和 45 年に、民間の検査資格者が検査を行い、その結果を事業者が特定行政庁に報告する定期検査報告制度が開始されたことに伴い、当該制度の円滑な運営のため、事業者、検査資格者の連携を図る目的で、特定行政庁の指導監督の下で設立された公益法人等である。

#### 《調査結果》

72 遊園地等の事業者における定期検査報告の実施状況を調査した結果、

- ① 64 特定行政庁の中には、定期検査報告が未提出の遊戯施設が相当数あり。その理由は、管内の定期検査報告対象の遊戯施設を的確に把握していない、督促が十分行われていないことなど

定期検査報告未提出件数;平成 16 年度 43 件、17 年度 47 件、18 年度 96 件

- ② 7 特定行政庁において定期検査報告に係る審査・指導が不十分。現行の定期検査報告様式では、検査が J I S 検査標準に基づいて適切に行われているかの確認が困難であることも一因
- ③ 地域法人は、特定行政庁からの業務受託や慣習として、定期検査報告関係業務を実施しているものであるが、特定行政庁のホームページや公文書において、定期検査報告の提出先を地域法人に限定している例あり

また、地域法人に提出された定期検査報告が特定行政庁に至るまでに 1 か月以上を要している例があり、定期検査報告が地域法人において

付するよう地域法人を指導すること、  
iii) 地域法人が行う定期報告に係る業務の範囲、処理期間、個人情報等の取扱等について契約等により具体的に明らかにすること  
を徹底するとともに、遊戯施設の所有者等に周知するよう、特定行政庁に対し要請。今後、当該要請を受けて講じられた措置についてフォローアップ

長期間保有され、その間の責任の所在が不明確で、事業者に不利益を与えるおそれあり

さらに、地域法人を経由することで、事業者等が指導料を支払っている例あり

### (3) 維持保全・運行管理

(勧告要旨)

国土交通省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 最近の遊戯施設における事故の発生状況を踏まえ、維持保全計画書の作成を推進するため必要な指針を策定するなど、遊戯施設の所有者等における維持保全の徹底について制度の見直しを検討すること。
- ② 実効性のある維持保全計画書の作成のためには、遊戯施設の構造上の特徴を最も把握している製造者の協力が不可欠であり、国土交通大臣が定める指針等において、遊戯施設の所有者等が製造者の協力を得て維持保全計画書を作成することを奨励すること。
- ③ 運行管理の重要性を踏まえ、運行管理規程の作成根拠の明確化など、適切な運行管理の徹底について制度の見直しを検討すること。
- ④ 特定行政庁に対し、建築確認申請時や定期検査報告時などの機会をとらえ、的確な内容の維持保全計画書及び運行管理規程が作成されるよう必要な指導の実施を要請すること。

(説明)

《制度の概要》

- 事業者には、建築基準法第8条第1項に基づき、遊戯施設の構造等を常時適法な状態に維持する努力義務あり。また、そのため、同条第2項において、必要に応じ、維持保全計画等を作成するなど適切な措置を講ずる義務あり。国土交通大臣は、維持保全計画等の作成に必要な指針を定めることができるとされているが、遊戯施設に関する指針は未作成(建築物及び昇降機に係る指針はあり)
- 遊戯施設の事故の予防・防止のためには、遊戯施設の運行管理が適切に行われることが重要であるが、運行管理に関して法令上規定なし
- 国土交通省では、平成12年に通知により、(財)日本建築設備・昇降機

→① 遊戯施設の所有者等における維持保全の徹底については、前出の建築物等事故・災害対策部会の報告(平成20年2月26日)において、i)維持保全計画の作成に関し必要な指針を策定すること、ii)定期検査報告等の機会をとらえ、遊戯施設の所有者等に対して、製造者が提供する技術情報や保守業者の意見等を踏まえて適切な内容の維持保全計画を策定するよう必要な指導を行うこと等について早期に講ずる必要があるとされており、これらの実施に向けて検討を開始

②及び④ 「建築物防災週間における防災対策の推進について」(平成20年2月15日付け住宅局長通知)により、遊戯施設の適正な維持保全・運行管理の徹底を要請するとともに、「建築物、遊戯施設等の安全確保対策について」(平成20年4月11日付け国住指第192号国土交通省住宅局建築指導課長通知)により、建築確認申請時や定期報告時といった機会をとらえ、製造者の協力を得ながら適切な維持保全計画及び運行管理規程を作成し、適切な維持保全及び運行管理に努めることを遊戯施設の所有者等に指導するよう、特定行政庁等に対し要請。今後、遊戯施設の維持保全計画等の策定状況についてフォローアップ

③ 遊戯施設の所有者等における運行管理の的確な実施については、前出の建築物等事故・災害対策部会の報告(平成20年2月26日)において、i)維持保全計画の作成に関し必要な指針が運行管理規程の作成根拠となるよう、同指針に運行管理の内容も位置付けること、ii)遊戯施設の所有者等に運行管理規程の整備を指導すること等について早期に講ずる必要があるとされており、これらの実施に向けて検討を開始

センターが作成した「維持保全計画書の作成手引き」及び「運行管理規程の作成手引き」について事業者等の団体を通じて関係事業者に周知し、事業者等における維持保全計画及び運行管理規程の適切な作成・整備を誘導

《調査結果》

72 遊園地等の 267 遊戯施設における維持保全及び運行管理の実施状況等を調査した結果、

- ① 遊戯施設(267)のうち、維持保全計画書を作成中のものが 21 遊戯施設(8%)、未作成が 64 遊戯施設(24%)あり。未作成の理由の中には、i)維持保全計画書の作成が必要であることについて承知していない事業者(12)、ii)作成のためのノウハウ等がないとする事業者(8)あり
- ② 特定行政庁(65)の中には作成指導を行っているものもあるものの、維持保全計画書が法令に基づき作成を義務付けられたものではないなどとして、今回の緊急点検以前において管内事業者の作成状況を把握していた特定行政庁はなし
- ③ また、遊戯施設(267)のうち、運行管理規程を作成中のものが 17 遊戯施設(6%)、未作成が 33 遊戯施設(12%)あり。未作成の理由は、作成の手引を知らない、特定行政庁からの指導や製造者からの情報提供がないとして、運行管理規程の作成が必要なことについて認識していなかったものが 10 事業者あり
- ④ 適切な維持保全や十分な運行管理を行うための維持保全計画書や運行管理規程が作成されておらず、十分な安全確保措置が講じられていない例等あり

### 3 事故情報の活用

(勧告要旨)

国土交通省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 特定行政庁における安全指導が効果的に行われるよう、事業者からの事故情報の報告及び各関係行政機関からの事故情報の収集を徹底するための仕組みを検討すること。その際、報告が必要な事故情報の範囲は、幅広く設定するよう検討すること。
- ② 報告された事故情報を同種の遊戯施設における事故防止に効果的に活用するため、独自に条例等で公表の取扱いを定めている例を参考に、事故情報を積極的に公表するよう特定行政庁に要請すること。
- ③ 事故情報の共有化やその分析・検討に資するため、遊戯施設及び事故について更に具体的な状況を記載したデータベースを構築し、公開すること。

(説明)

《制度の概要》

- 国土交通省は、平成17年通知で、特定行政庁に対し、人身事故で社会的影響が大きいと認められる事故について、利用者等からの通報、報道情報等の把握に加え、定期検査報告に併せ、事故情報の報告を事業者に指導することにより情報収集するよう要請
- 事業者は、遊戯施設に係る事故が発生した場合の特定行政庁への報告について、特定行政庁と相談の上、運行管理規程に定めることとされている。
- 国土交通省は、社会資本整備審議会（建築分科会建築物等事故・災害対策部会）に過去3年間の遊戯施設に関する事故一覧（事故の発生年月日、発生場所、状況及び被害の程度）を報告し、ホームページにおいて公表

→①、②及び③ 遊戯施設に係る事故情報の活用については、前出の建築物等事故・災害対策部会の報告（平成20年2月26日）において、i)特定行政庁における事故情報の収集・公表の仕組みの構築等のための体制整備の徹底を図ること、ii)国土交通省における事故情報の収集体制の整備、関係府省・関係機関との情報の共有化を図ること、iii)収集した情報の分析・公表の仕組みを検討すること等について早期に講ずる必要があるとされた。

これを受け、平成20年度より国土交通省のウェブページに事故情報等の情報提供窓口を設置するとともに、「建築物、遊戯施設等の安全確保対策について」（平成20年4月11日付け国住指第192号国土交通省住宅局建築指導課長通知）により、i)事故情報収集・公表制度の策定、広報やインターネットによる周知等により広く情報の把握及び公表に努めること、ii)関係行政機関との更なる緊密な情報共有・連絡体制の整備を図ること等を、特定行政庁に対し要請。今後、当該要請を受けて講じられた措置についてフォローアップ

収集した事故情報は、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において原因、再発防止策等を分析・検討し、その結果を公表

《調査結果》

64特定行政庁における事故情報の収集・活用状況等を調査した結果、

- ① 72遊園地等において平成16年度から19年度(7月末)に発生した83件の事故のうち、負傷事故が20件あるが、7件は報告なし。負傷事故以外の63件中報告なしは49件
- ② 16特定行政庁が事業者からの事故報告の仕組みを設けていない。事故報告の根拠や必要性、活用方策等が明確でないことが、その主な理由
- ③ 調査対象とした特定行政庁及び事業者等の中には、独自に事故の届出及び公表の基準等を定めている特定行政庁や他社の事故事例を活用し安全対策に活用している事業者あり
  - i) 大阪府は、「大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例」を制定し、遊戯施設における事故の届出と府民への公表の手順等を規定
  - ii) 愛知県は、「遊戯施設の事故に関する公表基準」を策定
- ④ 事業者、特定行政庁等から意見を聴取した結果では、約7割が同種事故の再発防止や遊戯施設の管理者の責任自覚などのために、事故報告の義務付けに賛成